平成27年 7月31日

京都市長

事業者排出量削減報告書

報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区鳥丸通七条下る東塩小路町721-1						ては,名称及で 取締役社長 小)
			,,, ni. ,					
					電話	075 - 36	1 -32	1 1
主たる業種	宿泊・物販・貸室・飲食					細分類番号	7 5	1 1
		▽ フ	7		州刀炽笛刀	1 0	1 1	
事業者の区分	1項第6号							
計 画 期 間	平成26年4月から平成29年3月まで							
基 本 方 針	平成23年度から25年度の平均の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	総務部長を環境管理責任者とするKES環境マネジメントシステムにおいて、平成23年度から25年度の平均の 排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。 明 京 は 明 ボ ス の 世 川 の 昌 基準年度 第1年度 第2年度 第3年度 第3年度							
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	金平午及 (23~25) 年度	第 1 円 (26)		82年度 27)年度	第3年度 (28) 年度	増減	率
	事業活動に伴う排出の量		5, 556. 4	トン	F:		-6.0	パーセント
	評価の対象となる排出の量	5, 984. 6	5, 555. 4	トン	F:	トン	-7.2	パーセント
	実績に対する自己評価 <mark>第一計画期間で7.1%の削減を達成しているが、照明器具のLED化等でさらなる削減を目指す。</mark>							
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す 原 単 位 の 指 標る建築物の用途	基準年度 (25) 年度	第1年 (26)		育2年度 27)年度	第3年度 (28) 年度	増減	率
	ホテル・飲食 <u>事業活動に伴う排出の量</u> (延床面積×1/100)	22. 36	14	4. 37			-35. 73	パーセント
	事業活動に伴う排出の量							パーセント
	実績に対する自己評価 <mark>熱源・空間機器の適正な運転管理、照明のLED化を推進し、排出量の削減を目指す。</mark>							
		基準年度	第1年	F度 第	第2年度	第3年度	備	考
重点的に実施する取組の実施状況		(25) 年度 68.0	(26)	年度 (27) 年度	(28) 年度	ИH	ے.
	(00) #	CA I.	68. 0	セント	セント	セント		
具体的な取組及び 措置の内容	(26) 年度	共用部・専有部の!	照明番具を	LEDに更新、	AC-1~5空調	機更新(5ヶ年計画)		
	(27) 年度							
	(28) 年度							
通勤における自己 の自動車等を使える することを控える せるために実施し た措置	措 置 の 内 容	社内規定により自家用車での通勤の禁止						
	上記の措置を実施した結果に対する自 己評価	自 社内規定の遵守により100%達成できた						
森林の保全及び整備,再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	#	第2年度 (27)年		第3年度 (28) 年度	備	考
	森林の保全及び整備によるもの	0.0		(41) +	トン	(20) 平及 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0			トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの	0.0	トン		トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0	トン		トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の 量の購入によるもの	1.0	トン		トン	トン		
	合 計	1.0	トン	0.0	トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	・京都市主催「DO YOU KYOTO?プロジェクト」「伝統的七タライトダウン」、環境省主催 「夏至及び七夕減ライトダウン」、WWF主催「Earth Hour ライトダウン」に参加 ・タワー塔体ライトアップ開始時間の短縮(日没30分前→日没)							
特 記 事 項	代表者役職を「代表取締役社長兼CEO」	から「代表取締	役社長」	へ変更				

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。